

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月17日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第46の項を次のように改める。

46 削除	
-------	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和55年政令第288号）の廃止に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。